

平成十六年九月分佐賀県公報目録

第一二五〇一号から
一二五一三号まで

平成十六年九月分佐賀県公報目録

第一二三五〇一号から
一二五一三号まで

主務課名	番号	件 名	発行日	発行番号
新産業	五四	佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例	林業	五七六 身体障害者福祉法に基づく医師の指定
健康増進	五五	施行規則の一部を改正する規則	道路	五七七 平成十六年度木材業者の登録
会計	五六	佐賀県難病相談・支援センター条例附則	五七八 道路の区域の変更	
告示		第二項に規定する規則で定める日を定める規則	五七九 道路の供用開始	
示		会計 五六 佐賀県財務規則の一部を改正する規則	五八〇 道路の区域の変更	
新産業	五六八	佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金融資要綱の一部改正	五八一 道路の供用開始	
建築住宅	五六九	佐賀県南西部等地域企業立地資金融資要綱の一部改正	五八二 道路の区域の変更	
森林整備	五七〇	佐賀県まちづくり活動支援制度要綱	五八三 道路の供用開始	
長寿社会	五七一	平成十六年度における保安林の許可すべき皆伐面積の限度	五八四 青少年に有害な図書等の指定	
長寿社会	五七二	介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止	五八五 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の名称の変更	
森林整備	五七三	介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定辞退	五八六 永博記念地域活性化事業費補助金交付要綱の一部改正	
統括本部	五七四	特定計量器の定期検査	五八七 地域福祉	五八七 生活保護法に基づく医療機関の指定
くらしの安全委員会	五七五		五八八 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	
五七六			五八九 生活保護法に基づく施術機関の指定	
五七七			五九〇 生活保護法に基づく指定施術機関の廃止	
五七八			五九一 障害福祉	五九一 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定
五七九			五九二 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	
五七〇			五九三 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	
五七一			五七二	二二五〇六
五七二			二二五〇七	
五七三			二二五〇八	
五七四			二二五〇九	
五七五			二二五〇一〇	
五七六			二二五〇一一	
五七七			二二五〇一二	
五七八			二二五〇一二	
五七九			二二五〇一三	
五七〇			二二五〇一四	
五七一			二二五〇一五	
五七二			二二五〇一六	
五七三			二二五〇一七	
五七四			二二五〇一八	
五七五			二二五〇一九	
五七六			二二五〇二〇	
五七七			二二五〇二一	
五七八			二二五〇二二	
五七九			二二五〇二三	
五七〇			二二五〇二四	
五七一			二二五〇二五	
五七二			二二五〇二六	
五七三			二二五〇二七	
五七四			二二五〇二八	
五七五			二二五〇二九	
五七六			二二五〇二一〇	
五七七			二二五〇二一一	
五七八			二二五〇二一二	
五七九			二二五〇二一三	
五七〇			二二五〇二一四	
五七一			二二五〇二一五	
五七二			二二五〇二一六	
五七三			二二五〇二一七	
五七四			二二五〇二一八	
五七五			二二五〇二一九	
五七六			二二五〇二二〇	
五七七			二二五〇二二一	
五七八			二二五〇二二二	
五七九			二二五〇二二三	
五七〇			二二五〇二二四	
五七一			二二五〇二二五	
五七二			二二五〇二二六	
五七三			二二五〇二二七	
五七四			二二五〇二二八	
五七五			二二五〇二二九	
五七六			二二五〇二二一〇	
五七七			二二五〇二二一一	
五七八			二二五〇二二一二	
五七九			二二五〇二二一三	
五七〇			二二五〇二二一四	
五七一			二二五〇二二一五	
五七二			二二五〇二二一六	
五七三			二二五〇二二一七	
五七四			二二五〇二二一八	
五七五			二二五〇二二一九	
五七六			二二五〇二二二〇	
五七七			二二五〇二二二一	
五七八			二二五〇二二二二	
五七九			二二五〇二二二三	
五七〇			二二五〇二二二四	
五七一			二二五〇二二二五	
五七二			二二五〇二二二六	
五七三			二二五〇二二二七	
五七四			二二五〇二二二八	
五七五			二二五〇二二二九	
五七六			二二五〇二二二一〇	
五七七			二二五〇二二二一一	
五七八			二二五〇二二二一二	
五七九			二二五〇二二二一三	
五七〇			二二五〇二二二一四	
五七一			二二五〇二二二一五	
五七二			二二五〇二二二一六	
五七三			二二五〇二二二一七	
五七四			二二五〇二二二一八	
五七五			二二五〇二二二一九	
五七六			二二五〇二二二二〇	
五七七			二二五〇二二二二一	
五七八			二二五〇二二二二二	
五七九			二二五〇二二二二三	
五七〇			二二五〇二二二二四	
五七一			二二五〇二二二二五	
五七二			二二五〇二二二二六	
五七三			二二五〇二二二二七	
五七四			二二五〇二二二二八	
五七五			二二五〇二二二二九	
五七六			二二五〇二二二二一〇	
五七七			二二五〇二二二二一一	
五七八			二二五〇二二二二一二	
五七九			二二五〇二二二二一三	
五七〇			二二五〇二二二二一四	
五七一			二二五〇二二二二一五	
五七二			二二五〇二二二二一六	
五七三			二二五〇二二二二一七	
五七四			二二五〇二二二二一八	
五七五			二二五〇二二二二一九	
五七六			二二五〇二二二二二〇	
五七七			二二五〇二二二二二一	
五七八			二二五〇二二二二二二	
五七九			二二五〇二二二二二三	
五七〇			二二五〇二二二二二四	
五七一			二二五〇二二二二二五	
五七二			二二五〇二二二二二六	
五七三			二二五〇二二二二二七	
五七四			二二五〇二二二二二八	
五七五			二二五〇二二二二二九	
五七六			二二五〇二二二二二一〇	
五七七			二二五〇二二二二二一一	
五七八			二二五〇二二二二二一二	
五七九			二二五〇二二二二二一三	
五七〇			二二五〇二二二二二一四	
五七一			二二五〇二二二二二一五	
五七二			二二五〇二二二二二一六	
五七三			二二五〇二二二二二一七	
五七四			二二五〇二二二二二一八	
五七五			二二五〇二二二二二一九	
五七六			二二五〇二二二二二二〇	
五七七			二二五〇二二二二二二一	
五七八			二二五〇二二二二二二二	
五七九			二二五〇二二二二二二三	
五七〇			二二五〇二二二二二二四	
五七一			二二五〇二二二二二二五	
五七二			二二五〇二二二二二二六	
五七三			二二五〇二二二二二二七	
五七四			二二五〇二二二二二二八	
五七五			二二五〇二二二二二二九	
五七六			二二五〇二二二二二二一〇	
五七七			二二五〇二二二二二二一一	
五七八			二二五〇二二二二二二一二	
五七九			二二五〇二二二二二二一三	
五七〇			二二五〇二二二二二二一四	
五七一			二二五〇二二二二二二一五	
五七二			二二五〇二二二二二二一六	
五七三			二二五〇二二二二二二一七	
五七四			二二五〇二二二二二二一八	
五七五			二二五〇二二二二二二一九	
五七六			二二五〇二二二二二二二〇	
五七七			二二五〇二二二二二二二一	
五七八			二二五〇二二二二二二二二	
五七九			二二五〇二二二二二二二三	
五七〇			二二五〇二二二二二二二四	
五七一			二二五〇二二二二二二二五	
五七二			二二五〇二二二二二二二六	
五七三			二二五〇二二二二二二二七	
五七四			二二五〇二二二二二二二八	
五七五			二二五〇二二二二二二二九	
五七六			二二五〇二二二二二二二一〇	
五七七			二二五〇二二二二二二二一一	
五七八			二二五〇二二二二二二二一二	
五七九			二二五〇二二二二二二二一三	
五七〇			二二五〇二二二二二二二一四	
五七一			二二五〇二二二二二二二一五	
五七二			二二五〇二二二二二二二一六	
五七三			二二五〇二二二二二二二一七	
五七四			二二五〇二二二二二二二一八	
五七五			二二五〇二二二二二二二一九	
五七六			二二五〇二二二二二二二二〇	
五七七			二二五〇二二二二二二二二一	
五七八			二二五〇二二二二二二二二二	
五七九			二二五〇二二二二二二二二三	
五七〇			二二五〇二二二二二二二二四	
五七一			二二五〇二二二二二二二二五	
五七二			二二五〇二二二二二二二二六	
五七三			二二五〇二二二二二二二二七	
五七四			二二五〇二二二二二二二二八	
五七五			二二五〇二二二二二二二二九	
五七六			二二五〇二二二二二二二二一〇	
五七七			二二五〇二二二二二二二二一一	
五七八			二二五〇二二二二二二二二一二	
五七九			二二五〇二二二二二二二二一三	
五七〇			二二五〇二二二二二二二二一四	
五七一			二二五〇二二二二二二二二一五	
五七二			二二五〇二二二二二二二二一六	
五七三			二二五〇二二二二二二二二一七	
五七四			二二五〇二二二二二二二二一八	
五七五			二二五〇二二二二二二二二一九	
五七六			二二五〇二二二二二二二二二〇	
五七七			二二五〇二二二二二二二二二一	
五七八			二二五〇二二二二二二二二二二	
五七九			二二五〇二二二二二二二二二三	
五七〇			二二五〇二二二二二二二二二四	
五七一			二二五〇二二二二二二二二二五	
五七二			二二五〇二二二二二二二二二六	
五七三			二二五〇二二二二二二二二二七	
五七四			二二五〇二二二二二二二二二八	
五七五			二二五〇二二二二二二二二二九	
五七六			二二五〇二二二二二二二二二一〇	
五七七			二二五〇二二二二二二二二二一一	
五七八			二二五〇二二二二二二二二二一二	
五七九			二二五〇二二二二二二二二二一三	
五七〇			二二五〇二二二二二二二二二一四	
五七一			二二五〇二二二二二二二二二一五	
五七二			二二五〇二二二二二二二二二一六	
五七三			二二五〇二二二二二二二二二一七	
五七四			二二五〇二二二二二二二二二一八	
五七五			二二五〇二二二二二二二二二一九	
五七六			二二五〇二二二二二二二二二二〇	
五七七			二二五〇二二二二二二二二二二一	
五七八			二二五〇二二二二二二二二二二二	
五七九			二二五〇二二二二二二二二二二三	
五七〇			二二五〇二二二二二二二二二二四	
五七一			二二五〇二二二二二二二二二五	
五七二			二二五〇二二二二二二二二二六	
五七三			二二五〇二二二二二二二二二七	
五七四			二二五〇二二二二二二二二二八	
五七五			二二五〇二二二二二二二二二九	
五七六			二二五〇二二二二二二二二二一〇	
五七七			二二五〇二二二二二二二二二一一	
五七八			二二五〇二二二二二二二二二一二	
五七九			二二五〇二二二二二二二二二一三	
五七〇			二二五〇二二二二二二二二二一四	
五七一			二二五〇二二二二二二二二二一五	
五七二			二二五〇二二二二二二二二二一六	
五七三			二二五〇二二二二二二二二二一七	
五七四			二二五〇二二二二二二二二二一八	
五七五			二二五〇二二二二二二二二二一九	
五七六			二二五〇二二二二二二二二二二〇	
五七七			二二五〇二二二二二二二二二二一	
五七八			二二五〇二二二二二二二二二二二	
五七九			二二五〇二二二二二二二二二二三	
五七〇			二二五〇二二二二二二二二二二四	
五七一			二二五〇二二二二二二二二二五	
五七二			二二五〇二二二二二二二二二六	
五七三			二二五〇二二二二二二二二二七	
五七四			二二五〇二二二二二二二二二八	
五七五			二二五〇二二二二二二二二二九	
五七六			二二五〇二二二二二二二二二一〇	
五七七			二二五〇二二二二二二二二二一一	
五七八			二二五〇二二二二二二二二二一二	
五七九			二二五〇二二二二二二二二二一三	
五七〇			二二五〇二二二二二二二二二一四	
五七一			二二五〇二二二二二二二二二一五	
五七二			二二五〇二二二二二二二二二一六	
五七三			二二五〇二二二二二二二二二一七	
五七四			二二五〇二二二二二二二二二一八	
五七五			二二五〇二二二二二二二二二一九	
五七六			二二五〇二二二二二二二二二二〇	
五七七			二二五〇二二二二二二二二二二一	
五七八			二二五〇二二二二二二二二二二二	
五七九			二二五〇二二二二二二二二二二三	
五七〇			二二五〇二二二二二二二二二二四	
五七一			二二五〇二二二二二二二二二五	
五七二			二二五〇二二二二二二二二二六	
五七三			二二五〇二二二二二二二二二七	
五七四			二二五〇二二二二二二二二二八	
五七五			二二五〇二二二二二二二二二九	
五七六			二二五〇二二二二二二二二二一〇	
五七七			二二五〇二二二二二二二二二一一	
五七八			二二五〇二二二二二二二二二一二	
五七九			二二五〇二二二二二二二二二一三	
五七〇			二二五〇二二二二二二二二二一四	
五七一			二二五〇二二二二二二二二二一五	
五七二			二二五〇二二二二二二二二二一六	
五七三			二二五〇二二二二二二二二二一七	
五七四			二二五〇二二二二二二二二二一八	
五七五			二二五〇二二二二二二二二二一九	
五七六			二二五〇二二二二二二二二二二〇	
五七七			二二五〇二二二二二二二二二二一	
五七八			二二五〇二二二二二二二二二二二	
五七九			二二五〇二二二二二二二二二二三	
五七〇			二二五〇二二二二二二二二二二四	
五七一			二二五〇二二二二二二二二二五	
五七二			二二五〇二二二二二二二二二六</	

項に規定する実施機関が定めるものの一

部改正

選挙管理委員会事項

政治団体の平成九年度の収支に関する報告書

告書の要旨の訂正

政治団体の平成十年度の収支に関する報告書

告書の要旨の訂正

政治団体の平成十一年度の収支に関する報告書

告書の要旨の訂正

政治団体の平成十二年度の収支に関する報告書

告書の要旨の訂正

政治団体の平成十三年度の収支に関する報告書

告書の要旨の訂正

公安委員会事項

獣銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会の開催

二 佐賀県情報公開条例第三十一条第一項に規定する実施機関が定めるものの一部改正

監査委員会事項四 包括外部監査人の事務を補助する者の氏名等の告示
定期監査結果の公表

八 一 号 外

一三 一二五〇六
三〇 号 外

職員	税務員	職員
選挙管理委員会事務局		
平成十六年三月十七日付け佐賀県公報第号外第三号中訂正	平成十六年三月三十一日付け佐賀県公報第二四〇三号中訂正	平成十六年一月十四日付け佐賀県公報第二四〇二号中訂正
一一五〇三	一一五〇三	一一五〇五

職員	税務員	職員
選挙管理委員会事務局		
平成十六年三月十七日付け佐賀県公報第号外第三号中訂正	平成十六年三月三十一日付け佐賀県公報第二四〇三号中訂正	平成十六年一月十四日付け佐賀県公報第二四〇二号中訂正
一一五〇三	一一五〇三	一一五〇五

職員	税務員	職員
選挙管理委員会事務局		
平成十六年三月十七日付け佐賀県公報第号外第三号中訂正	平成十六年三月三十一日付け佐賀県公報第二四〇三号中訂正	平成十六年一月十四日付け佐賀県公報第二四〇二号中訂正
一一五〇三	一一五〇三	一一五〇五

正**誤**